

令和7年度森づくり団体活動支援業務委託仕様書

本仕様書は、静岡県が「令和7年度森づくり団体活動支援業務（以下「本業務」）という。」を実施するに当たり、必要とする基本的な事項を定める。

1 目的

暮らしに身近な里山林は、森林所有者や地域住民のほか、NPO法人等の森づくり団体の参画による県民参加の森づくりによって保全されているが、森づくり団体は、メンバーの固定化や高齢化、森づくり活動に係る経費の確保等の課題を抱えており、団体数は減少傾向にある。森づくり団体の持続的な活動に向け、団体課題解決や組織体制の強化に対する支援に取り組む。

2 委託業務の内容

(1) 森づくり交流会の開催

ア 開催概要

開催時期：令和7年8月～11月の1日間

開催地域：県中部地域

参加対象：県内で活動する森づくり団体の構成員や森づくり活動に関心のある県民、団体等を対象に50名程度。

参加費：無料

イ 内容

- ・県内の森づくり活動への関心を高めるとともに、下表の内容を含む森づくり交流会（以下「交流会」）を開催する。

項目	森づくり交流会の内容
基調講演	・森づくり活動への関心を高め新たな人材の確保等を目的とした森づくり活動の意義等を含む内容
事例紹介	・世代交代や団体運営を担う人材育成等の先進的な取組を行っている森づくり団体による様々な課題の解決につながる事例発表及びパネルディスカッション
グループディスカッション	・講師及び事例発表者、参加者が参加し、森づくり団体等が抱える課題を共有及び課題解決につながるディスカッション
交流会	・参加者に対し、森づくり団体が活動への参加や活動内容等を広報することを目的とする ・森づくり活動への参画を希望する者、その他の活動団体等と森づくり団体が交流する場を設定

ウ その他

- ・募集案内チラシを作成し、県内の森づくり団体や県民、任意団体へのSNS等を活用して広報を行うこと。
- ・基調講演の講師及び事例発表者との事前打合せを行う。

(2) アドバイザーの派遣

森づくり団体や森づくり団体設立の意思がある個人等の課題等に対し、助言や調整が可能なアドバイザーを選定し、派遣する。

ア 派遣先の募集

- ・アドバイザー派遣を行う森づくり団体等は、中部地域を中心に5団体程度とする。

イ アドバイザーの選定

- ・森づくり団体等について、課題（下表の内容を想定）に対応したアドバイザーを派遣する。

想定される課題
・活動や人材募集等の広報
・団体運営の人材確保及び育成
・活動資金の確保
・新たな森づくり団体の設立
・その他

(3) 相談窓口の設置

- ・森づくり団体等から寄せられる森づくりに関する質問や相談に対応するため、相談窓口を設置する。
- ・寄せられた質問・相談内容とそれに対する対応について記録を作成する。

(4) その他

- ア アンケート等を実施し、効果的な森づくり団体等の支援に向けた考察を行う。
- イ (1)～(3)の業務ほか、目的達成に必要な業務を行うことができる。
- ウ (1)～(3)の業務の実施概要がわかる報告書を作成する。
- エ 業務を円滑に進めるため、打合せを3回行う。

3 その他の留意事項

(1) 実施体制

- ア 本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- イ 実施責任者は県担当者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、県担当者と緊密な連携、調整を図ること。

(2) 秘密保持等

- ア 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- イ 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

- ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は県に帰属するものとし、その利用及び再編集は県において自由に行うことができるものとする。
- イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(4) その他

- ア 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。
- イ 選定された企画の内容は、県と受託者が協議し、修正する場合があるものとする。
- ウ 本仕様書に定めのない事項については、双方誠意を持って協議し、解決にあたるものとする。